

令和6年度_公立学校共済組合 掛金（保険料）・負担金率一覧表

令和6年3月13日通知

(千分率)

組合員種別	負担金負担者	短期							介護（※注1）		厚生年金保険（※注2、3）			経過的長期（※注3）	退職等年金（※注3）	
		掛金			負担金				掛金	負担金	保険料（本人分）	保険料（全体）	負担金 基礎年金 公的負担	負担金 公務等給付 負担金	掛金	負担金
		短期	福祉	計	短期	福祉	育休介護 公的負担	計								
組合員	地方公共団体	46.6000	1.41	48.01	46.60	1.41	1.15	49.16	7.96	7.96	91.5000	183.0000	39.6000	0.0953	7.5000	7.5000
組合員 （後期高齢者被保険者 （75歳以上））	地方公共団体	3.5900	1.41	5.00	3.59	1.41	1.15	6.15						0.0953	7.5000	7.5000
船員組合員	地方公共団体	44.9500	1.41	46.36	48.25	1.41	1.15	50.81	7.96	7.96	91.5000	183.0000	39.6000	0.0953	7.5000	7.5000
共済組合職員	共済組合	46.6000	1.41	48.01	46.60	1.41		48.01	7.96	7.96	91.5000	183.0000		0.0953	7.5000	7.5000
職員団体専従	職員団体	46.6000	1.41	48.01	46.60	1.41		48.01	7.96	7.96	91.5000	183.0000			7.5000	7.5000
	地方公共団体			0.00			1.15	1.15					39.6000			
派遣組合員	派遣先団体			0.00	46.60	1.41		48.01		7.96		183.0000		0.0953		7.5000
	地方公共団体	46.6000	1.41	48.01			1.15	1.15	7.96		91.5000		39.6000		7.5000	
大学 （下記以外の組合員）	大学	46.6000	1.41	48.01	46.60	1.41		48.01	7.96	7.96	91.5000	183.0000		0.0953	7.5000	7.5000
	地方公共団体			0.00				0.00					39.6000			
大学 （後期高齢者被保険者 （75歳以上）の組合員）	大学	3.5900	1.41	5.00	3.59	1.41		5.00						0.0953	7.5000	7.5000
	地方公共団体			0.00				0.00								
任意継続 組合員		93.20		93.20				0.00	15.92							

○標準報酬の上限額及び下限額

追加費用 （※注3）	区分	義務教育職員		その他の職員	
		厚生年金分	経過的長期分	厚生年金分	経過的長期分
		福岡県及び下記 以外の市町村	22.6000	2.2000	15.9000
福岡市	25.7840	2.5100	18.1400	1.7120	
北九州市	28.8350	2.8070	20.2870	1.9140	

	下限額		上限額	
	等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
短期	1 等級	58,000 円	50 等級	1,390,000 円
退職	1 等級	88,000 円	32 等級	650,000 円
厚生年金	1 等級	88,000 円	32 等級	650,000 円

○標準期末手当等の上限

事務費負担金 （円）	6,930 円/年	577.5 円/月
---------------	-----------	-----------

特定健診等負担金 （円）	112 円	組合員 1 人あたり年額
-----------------	-------	--------------

子ども子育て拠出金率 （千分率）（※注3）	3.6000
--------------------------	--------

	上限額	備考
短期	5,730,000 円	その年度における標準期末手当等の額の累計額 1月あたりの上限
退職	1,500,000 円	
厚生年金	1,500,000 円	

派遣組合員：公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
公益財団法人 福岡県スポーツ振興センター
公益財団法人 福岡県スポーツ協会

※被用者年金一元化による標準報酬制導入により、上記の率は、標準報酬月額及び標準期末手当等に適用されます。

※注1 介護掛金・負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。

※注2 組合員が70歳に達すると厚生年金保険の資格を喪失するため、厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担がなくなります。

※注3 短期組合員は、厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担、経過的長期負担金、退職等年金掛金・負担金、追加費用、子ども子育て拠出金については対象外です。